

会 議 録

会議の名称	第2回 飯塚市政治倫理審査会
開催日時	令和5年10月24日(火) 15:00~16:30
開催場所	飯塚市役所本庁7階 委員会室
出席委員	古賀未知瑠委員、休場明委員、鶴留舞委員、小幡俊之委員、深町善文委員、森脇敦史委員
欠席委員	無し
事務局職員	許斐総務部長、落合人事課長、渡邊人事課長補佐、森本人事担当主査
会議内容	<p>審議概要</p> <p>①対象者辞職に伴う審議取り扱い</p> <p>審査対象者である上野伸五議員から、辞職する旨の届出が議長に提出され、令和5年10月18日付けで許可された。これにより、上野議員は、令和5年10月18日をもって、市議会議員ではなくなった状態。現在審査している根拠である飯塚市政治倫理条例の議員ということからは外れる。ただし、審査請求は令和5年8月30日に行われており、その時点においては審査対象者。政治倫理条例においては、審査対象者である議員が辞職した場合の取扱いが定められていないことから、審査対象者の取扱いについて審議する。</p> <p>○対象として、本日で上野議員については審議を終えるか、審議を続けるか。そもそも審議に入るのか、審議をせず、本日で終了とするか、決をとる。</p> <p>飯塚市政治倫理条例第7条第3項で、審査会の議事は出席委員の過半数で決するとあり、審議に諮ったところ、審議を終了するというご意見の方が5人、審議を継続すべきというご意見の方が1人で、終了の意見が過半数を超えたので、上野議員については、審議としては終了という結論とする。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その当該が対象であれば、審査はするべき。 ・今日までの審査はするべき。きょう資料出ておりますのでね。前回、資料要求しておりました資料が出ていたので、その審査まではきちんとするべき。ただし、今から何回あるか分かりませんが、最終的にこの当審査会で報告書をまとめる段階で結論が出たとしても、本人も民間人になっているので、その効果からすればどうなのかという疑問も残る。ただし、審査請求した方に対しては、きっちりと報告書を出さなくちゃいけませんのでね。今日までの審査は続けるべきだと考えております。以後は対象外。 ・通常の場合で言うと、当事者性を失っている以上は審査対象外になるべき。過去の運用もあわせて考えるべき。(以前の市長の件は、辞職の前日に審査会が開かれ、そこで結論が出たので、今回とは違うケースである。) ・結論まで出していい。ただ、その結論をどう取り扱うかは、また別の問題。 ・審査の請求があった時点においては審査対象者であった。そして、その資料の提出要求に対して、この提出というものがあつたという、この情報を基にこの審査をす

ること自体は可能である。確かに悩ましい、現時点では既に審査対象者外となっているということから、権限の対象外だということもありうるが、審査の対象となっている行為については、これは議員であった時点の過去の行為に関するものであるということからすると、確かに現時点においては対象者ではないが、今、手元にある資料、情報、これに基づいて審査、調査というものを行うこと自体は可能ではないか。

- この飯塚市政治倫理条例の目的とか、第2条に定められている市長等及び議員の責務を読むと、市長等、議員が、市民の信頼に値する、市民に対して政治倫理の義務というんですかね、高潔性を明らかにしなければならない義務を負っている。なので、議員の職を辞された今、その義務を負っているかというところでは、もう一般の市民になられたわけで、そうすると、条例の目的から外れるという考えもあり得ると思う。あと、この審査会の結論として最終的にどのような結論を出すかのときに、条例7条4項が辞職だとか辞任の勧告、議会出席自粛の勧告等を行うものなので、これは結局、議員であるからこそこういう勧告を行うわけです。もう議員ではないので、審査会として何かしら結論を出すにも議員に対する結論は出せないということになる。
- 今後審査を続ける場合に、本人に聴取するとか、資料要求した場合に、上野さん本人が、もう議員じゃないので出ないとか、資料は出さないという権利を主張されたときに、それ以上こちらから要求するのは難しいのではないかと。今日までの分は真摯に審査させてもらうが、これ以降は難しい。出す、出さないはともかく、今日までの審査で上野さんは対象から外れますので、今日までの審査対象は考慮したということは、審査請求者に対しては、何か結論を出さないといけないかなと思う。
- 本人の名誉もあるし、本人が、どちらかはっきりしてほしいという気持ちもあるかもしれない。そういう意味では結論を出してもいいかなと思う。潔白性があるかないかというので、疑われたままで終わるのもどうか。
- 9条に審査対象者については協力義務というものが課されているが、現時点で、議員ではなくなったことを前提に、この義務というものを課することは難しい。また、この会議の最終的な結論としての審査結果、これに今回示された資料については、これは対象者ということで提出されたものであるから、これを基に一定の審査をすることは可能、しかし、例えばここで疑義が出て、これを確認するということが、実際問題としては困難が予想される。そうすると、今回の資料のみを基にすると結論に至らないという可能性は十分に考えられる。今後の情報収集が困難であるということから結論に至らないという可能性も十分にある。なので、もう本件については、そのような結論に至らないものは審査の対象外とするか、もしくは審査自体は行った上で、結論に至らなかったという結論をこの報告書に明記するか、もしくは今回の資料のみで、一見明らかに何らかの判断ができるということであれば、結論になるという可能性というのも、無いことは無いが、その点、この審査会で、まず入り口として判断するところになる。
- 審議に入るか、入らないのかの二択になると思う。
- 今日の審議はしているのでは。

- ・対象外とするんだったら審議にも入らないという結論もありうる。当事者適格を失っているということです。審議自体を行うものではない。なので、審議自体に入るべきでない。
- ・どの条例にもはまらなくなっていますので、この条例下において、今後、資料要求する、意見聴取をとるかというのが成立しない。ですから、もう審査ができないという結論になれば、審査自体にも意味がないし、するべきではない。
- ・上野議員に関しては、今回提出の資料で審査できるのかって言ったら、常時勤務とは言いが3日程度で、勤務に関するものも出てないんで、踏み込んで審査というのも厳しいのが事実。それを考えると、もう中身の判断に入らないっていうふうな結論もとりうると思う。それも十分成り立つ話で、上野議員に関して何がしかの方向性とか、結論は出にくい状態なので、あえて判断しないほうがいい。
- ・3日は常勤性ありと見ることができる。役員という主張をするなら、出勤簿みたいなものはないが、それが通常。普通は出勤した日の記録が残っていて、出勤簿でない形でメモ書きが出てくるが、役員としては、この形は異常ではない。
- ・出勤簿という客観的な裏づけがないんで、実際は勤務してないけど3日と言ってる可能性もあり、真偽を問にくい。特に本人を呼出して、いろいろ事情聴取する必要性もあると思うんで、この場で踏み込んで、ある程度の判断するのは厳しい状況という点は変わらない。
- ・言われたとおりと思うが、協力しないと、自分は審議対象者じゃないと言ったとすると、その記録が残ることに意味があると思う。
- ・条例には、これをもって出なさいとか、これをもって追加書類を出しなさいというのが確立できない。ですから、これ以上、不可能ではないかということ。
- ・そういう状況だと、出す義務はありません。どうしますかって聞くしかない。で、出さないといったら、これを理由に出さないと言ったという記録が残る。
- ・その点は微妙で、この9条では、9条の1項で審査対象者に対しては、出席調査、資料提出というものを義務づけた上で、それに応じない場合にその旨を公表という形で一定のサンクションというものがあるが、それ以外のものに対しては、この8条、意見聴取等というところでの出席、事情聴取、報告徴取というところについての規定はあるが、このような9条2項に相当するようなサンクションというものは明示されていない。この9条2項は明らかに協力義務違反に対する制裁として位置づけられているが、8条にはそのような規定はない。もちろんこの審査会そのものは公開で行われていますので、この報告を求めたところ、それに応じなかったということ自体は、この審査会で報告をされるということにはなるが、それに応じなかったということについて、強い意味を持たせることは、この条例上はかなり難しい。
- ・対象外で資料要求したと。何を根拠に資料要求するかは別にして、お願いだけしたと。現実、出ない場合を今想定しましたが、出てきたと。出てきたらまた審査するのかと。ですから、対象外なのか、対象者なのかははっきりしないと、今後進められないと思う。
- ・決をとったほうがいい。審査を継続するのか、審査に入る前に、辞職をもって終了

とするのか、もうどちらかしかない。

- ・今回は辞職という形で議員としての地位を失ったという事例ではございますが、例えば、そのご本人の方の死亡によって議員ではなくなったという場合、この場合に審査を継続するという事は困難と思われまます。ただ、その際の理由づけは、もう審査対象者ではなくなったということになるが、実際問題、聞き取りができるかというところについては、かなり判断としては微妙、そこの区分けというのは確かに、辞職という形でご本人自身はおられるので話を聞くことができるけれども、この場合にはできないのもう審査を打ち切るというふうな判断というのは、かなり恣意性というものが出てくる危険が、あるとは思いますが。そうすると、この判断の基準、明確性という点で言えば、既に現在、審査対象者ではないというこの1点で判断をするほうが判断基準としてはクリアと思う。
- ・議員やめる理由は市長選挙に出るということってやめられた。また公な人になれるわけです。これを払拭する責任もあると思うんですよ。亡くなられたとか、そういう理由であれば、それは言いませんけど、それが一般の人になられた原因、今度市長に手を挙げるということがあれば猶更、しっかり、請求が出てる以上、最後までやるべき。白黒はっきりさせてもらいたいと本人も思うんじゃないか。
- ・審査会として請求できるかということ。何を以て請求するか。根拠がない場合に、出頭を依頼したり、資料を出せと言っても、相手からすれば審査対象者じゃないと言われた場合に、どの条項を以て出さない、出てきなさいとこちらが強く主張できるかという、どこにもない。だから困る。
- ・これ出された当時は当事者であって、今そういうふうになったけど、その当時にされたことは、その当時のことですから、もうないよっていう、それはおかしいんじゃないかと。最後まで審査すべきと思う。

②守光議員及び会社からの提出資料について審議

守光議員について、前回の審査会において、審査対象者及びそれぞれの会社に対する調査並びに関係資料の提出を求めることとしていた。調査項目については、会議録からの確認の上、事務局にて作成し、会長のほうで整理をして、10月20日までを提出期限とし、提出を求めた。資料について事務局から説明（質疑なし）

前回の審査会で論点及び進め方について議論をした。論点は大きく分けて2つ、まず1つ目が社会保険の加入条件を満たしているのかというのが1つ目の論点で、2つ目が加入要件を満たしている場合だとしても、役職や実態等からして、社会保険に加入するということが政治倫理上問題はないかというようなことであった。今回の資料は、論点①社会保険の加入条件を満たしているかについての主に資料が出た、これについて意見を出してもらう。このほかに必要な資料の追加についての意見も出してもらう。

(意見)

- ・社会保険に該当する役員性の判断については6項目あり、それを順に確認。この資料で絶対大丈夫ということとはできない。しかし、役員の対象になるんじゃないかという審査に乗せることはできそうである。ただ、この前段階として、この人の役員

性について、役員であったとしたらこの6つの要件に該当するかという話の前提になる部分は、役員性について対外的に証明する書類の提出を求めたが、役員だということであれば委任契約書が出てくると思っていたが、従業員のような雇用契約書が出てきた。会社に来た日を記録するときは、通常、何かの会議録とかメモみたいなものが出てくることが多いが、従業員仕様の出勤簿が出てきた。同様に決算書で、役員の報酬として支払われていないのではないかと思われる書類が提出された。つまり、会社の会計上、従業員給与として支出がなされているのではないかと、この資料から推察することができる。ということは、この書類だけで見ると、会社としてはこの人を従業員のつもりで雇ったのではないと考えることができる。なので、役員性ということを考えるに当たって、役員であると主張できる書類は出てこず、従業員ではないかと思われるような書類が幾つか出てきたという状況。

- 報酬が、令和元年から60万ということで、社員ということになっているが、最後、令和5年が相談役ということで60万。この金額は、別に社員であろうが相談役であろうが、これぐらいの年収で、それはそれでいいわけですか。最低賃金というのがありますよね。
- 従業員だと成り立たない。従業員だと最低賃金ではなくて、その前に社会保険の加入要件である4分の3という基準を満たさない。
- この金額じゃ少な過ぎるということか。
- 出勤している日数なり時間なりが足りない。対象外ということになる。
- 要するに社会保険に加入できる立場として、守光議員は、社員として加入することは、おおよそできない。出勤が出勤簿を見ると月10時間ぐらい。そのようなものでは結局、社会保険加入対象の従業員としては、できない。なので、加入するとなると、もう役員として加入しているとしたか考えられないので、まず役員なのかと。登記簿上の役員でなくても、それに類する、役員といえる何か資料が出てくることを期待していたが、それについての資料は何も出てきていない。6つの要件に該当するかっていうのは、そもそも役員であるというところをクリアした後の話である。
- あくまでも総合的に判断するとなっているので、これだから駄目ということにはならないが、役員性については疑問が残ったままとなる。
- 実際、年金事務所は受け付けているが、おそらく従業員としては受け付けてないはずなので、守光議員をこの法人の役員として社会保険に加入させる書類の申請を受け付けて、加入させているというのが事実。この審査会で加入条件を満たしているかということを議題の論点の1つとしているが、審査会は結局、年金事務所ではないので、実際、手続としては通っていることとの関連性を考えなくてはいけないかもしれない。年金事務所は是としているものを駄目という結論がありうるのかというところである。
- 相談役は、飯塚市資産等報告書審査会から指摘を受けて、社員が正しいかの確認があつて相談役に訂正された。だから、審査会から指摘を受けて変更されている。
- 指摘を受けて、どういう名称ならいいかっていう話が出てきて、その上で相談役がいいんじゃないかっていう話をしていると思う。相談役で何かクリアできる条件が

- あるのかどうかということも踏まえたところで、何か思うところはありますか。
- ・相談役という名称は辞めたほうがよかったのではないか。当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっていなかったかというところ、引っかかる。
 - ・相談役というのは、相談があったときに初めて登場する人、世間一般のイメージがあります。一般的に相談役という名称に対するイメージが本人にとってはマイナスに働くんじゃないかと思います。
 - ・今回提出いただいた資料を見る限り、この雇入れ通知書や、出勤簿は、明らかに雇用契約というものを前提にしていると考えられる。今回の資料は、明らかに指揮命令を受ける立場の従業員としての雇用というものが念頭に置かれている。そうすると、その雇用という地位と相談役という地位というのは、マッチしていない。で、今回のものは、これを雇用がないと見るのは難しく、役員としての位置づけというものが示されているとは言いにくい。この役員性の部分が問題だが、ただ年金事務所自体はこれをもって受け付けているということで、その点、この審査会としてどういったことを結論として出せるのかというところについては、悩ましい。この雇入れ通知書の一番下に社会保険加入ということで、雇用する際のある種の労働条件の1つとして提示しているところと思うが、社会保険加入は、希望すれば加入できるというものでもないで要件を満たさないと加入が認められない、この会社と守光議員との間の契約関係としての条件提示はともかく、それが認められるかどうかというのはまた社会保険のほうで判断されるといったところ。ただそちらは認められている。
 - ・厳格な審査は無く、形式的に行われている。ただ役員だったらという考え方なので、それが引っかかっている。
 - ・年金事務所の実態は、要は、形式的な審査はやるけど、実質的に踏み込んでどういう実態かとかは審査しないので、形式的な書類関係が揃っていればそのまま受け付けてしまうということ。
 - ・そのとおり。
 - ・社会保険とすればウェルカムですから。書類さえ揃えば加入できる。その上で、この審査会、審査請求されたご本人からすれば、市議員という立場で今回の該当する、名前を言えば仕事屋軍団さんですかね。これは指名業者です。指名業者から報酬をいただく。それはいかなものかというのが、一般の市民からあるはず。政治倫理上、なおかつ資産報告書を見れば、これは今まで社員、従業員の扱いで社会保険に加入していたというところに疑義がある。あわてて、役員だったらいんじゃないかということで、役員に急遽変えた可能性がある。出てきた書類は確かに役員の就任日と書いてある。一部では出勤簿的なものがある。2時間平均。この書類自体をうのみにするのかという問題もありますし、どこまで追及できるのかと思う。政治倫理審査会ですから、事実関係も含めて倫理上どうなのかという観点からも審議していかないと、最終的な結論が導き出しにくい。

③追加調査をするか

今手元にある資料が限られている、ここから読み取れる情報というのはかなり限定

されているので、追加で何か調査をするのかを議論をしたほうが良い。その点については、例えば、会社の代表か社会保険の事務を担当している方なのか、そういう方を呼ぶ。あと守光議員本人を呼ぶということ、追加の客観資料を求める。いろいろな方法がある、そういう審議に進んだほうがいいのか、今ある資料だけでいいのか、意見を出してもらおう。

○追加で本人のスケジュール帳ないし何か管理されているものとする。また、次回を、関係者を呼ぶ日とし、その前に、事前に配付できるように本人のスケジュール帳ないしそれに類するものの提出を求めて、それが手元にある状態で、本人を呼んで事情をお伺う日にするという進め方とする。(異議なし)

呼ぶ方は、守光議員ご本人と、法人の代表者及び社会保険を申請してる方とか、経理の担当も可とする。(異議なし)

(意見)

- ・今ある資料で判断しても、社会保険に加入する実績要件っていうのは恐らく満たしてない。さらに今、出勤簿の問題もあるが、これに関しては本人のスケジュール帳等を提示いただいて、その日の当日のスケジュールを抜粋して提示いただき、本人に資料を求めたり、本人から聞き取りする方法はある。
- ・一番出てきて欲しかったものは、もうないと書いてある。そうすると、逆に何が出てきたとしても、もうそんなに力の強いものはないかなと考えています。あとは、経営に対する影響力、どれほど経営に参画したと言えるかのところなんです、会議録もないとありましたので、それも出てくるか分からない。なので、決め手になる書類っていうのは出てきづらい。一番は、役員規程と決算書だった。決算書は本人の名前が載っていないという回答が出ている。役員に本人の名前はない。
- ・今日の書類自体が創られたものではないかという疑義も生じる。やはり弁明も含め、きっちりと聞く場面が必要。本人がちゃんとこの日に行ったという記録があるのであれば、それは出していただく。立証責任は先方にあるので、それを精査する。役員と言いながら、支払いに対しては矛盾が生じているので、この書類に対してやはり代表者か、経理担当の方に確認し、本人にも確認すべきと思う。時間をかけているような書類が出てきても、実証性がないんで、そういう進め方をした方がいい。

④次回質問の内容等について

次回、守光議員と法人の代表者及びほか関係者を呼ぶとして、その場で何を聞か審議したい。まずは役員性を満たしているかどうかというところに関連する質問をすることになる。委員から質問事項についてご意見いただきたい。

○次回の審査会までに、まず守光議員本人に対して、スケジュール帳もしくはそれに類するものの提出を求めるというのが1つ目、2つ目が関係者に対する出席を求めると、これは条例第8条の規定に基づいて、法人の代表者、経理だとか結局、社会保険加入の手續とかに関わった方にも来ていただいた方がいいので、代表者及び経理、あと社会保険事務手續の担当者に出席を求めるということでよいか。(異議なし)

○来ていただいた方に対する質問については、本日の意見を元に、会長と事務局で質

問事項を取りまとめて、当日は会長から、質問を先行してお聞きして、補足を各委員の皆さんにしてもらおうこととしまとめたい。同じ日に、法人の代表者とその関係者に来てもらい、そのあと守光議員から事情を聞く。(異議なし)

(意見)

- ・この決算に当たって、役員報酬として支払われているのかどうか。ここに名前の記載ないイコール従業員の給与として支払われているのか。もしそうなら、何でそういう会計処理をしたのか。
- ・求めに応じて意見を述べる立場にとどまってないか、どのくらい経営に影響力があるのか、どのくらい経営に参画しているかを聞く。
- ・委任契約書に代わるものが雇用契約書しかないのか。どういう経緯でこの人は役員になったか全然わかるものが出てこないの、例えば取締役会でアドバイザーがいたほうがよさそうだなみたいな話になったとか、本当に何もないのかなってというのが疑問としてある。だから、何でこの会社に呼ばれたか。その記録が残っていないか。一番端的に分かりやすいのが、これの資料1-1の2ページの一番下のほうには、会社に入社する数年前より、会社から業務上の相談があり、これが具体的にどういうもので、守光議員として、会社に、アドバイスできる適格があったのかということを含めて守光議員の経歴を聞きたいし、この業務上の相談って具体的にどういうことで、その都度対応というのはどういう頻度で対応していたかを、個別、具体的に細かく聞きたい。それに全てが出てくると思う。そこに重点を置きたい。
- ・会社の代表者と守光議員とは、縁戚関係(資料有り確認4親等)具体的にどういう関係かを聞いたほうがよいか。雇入れの経緯、その会社との関わり、過程、その経緯のところに出てくる情報かもしれない。役員性についてはそのぐらい。今話しているのは、結局そもそも加入条件を満たしているかのところだけで審議をしているが、結局、政治倫理上の問題が生じないかという点も、何回も呼ぶというと、負担もかかるので、政治倫理上の問題のところでも、本人ないし会社に聞いたほうがいいことがあれば、まとめて聞いておくのが良い。
- ・倫理上で行けば、一般市民がおかしいのと、疑義が生じる内容で行けば、指名を受けている業者からの金品の授与、これは問題ないのかというのがある。市会議員として、会社から報酬を受けるのは倫理上よしとするのか。その可否を聞きたい。それと、倫理上じゃないが、社員と役員というところがあり、本人がどの時点で役員という認識をしたのか。日付が書いてあるが。なぜ資産報告にちゃんと役員と書かなかったのかは確認すべき。倫理上、その意見次第では、今後もそういう疑義が生じるような会社からの報酬を続けてもらっていくのか。もらうとすれば、今指摘されたような出勤簿ではなく、相談日の記録をきちんと提出する考えがあるのかを聞きたい。
- ・会社は辞めてあるようだが、聞かないと報告書にまとめられない。
- ・8月17日をもって退社されているということから、復職の予定があるか。
- ・事実を聞いて、影響を与えているかどうかの評価をこの審査会でする。
- ・政治倫理上の問題のところをいうと、仮に役員という立場として適切に、社会保険

に加入をしていたとして、結局、加入義務を負うのは事業者ですよね。事業者が被保険者に該当する者がいる場合は、もう必ず加入させる義務がある。なので、恣意的なものは生じない。義務を怠れば、6か月以内の懲役または50万以下の罰金が科されるので、要件を満たすものについて加入させる、させないは、恐らく会社側で選べない、そういう対象になる人がいると会社が判断したら、必ず届出をしないといけませんので、法律上の建てつけからいうと、入れてくれだとか、入らなくていいだとか、そういう本人の意思にはかかわらず、加入することになると思う。それと政治倫理の問題は関係するのかと思っている。ただし、ここで議論しているとおり、役員として加入するかどうかで結局要件も曖昧ですし、たぶん評価が変わってくるようなところもあるので、雇入れのときに本人と会社との話で、社会保険に入るか入らないかっていうのが、実質話されているかもしれない。結局曖昧なので、別に従業員とは違いますから、話し合いがされているかもしれない。そのときに本人から、入れるようにしてくれとか、会社のほうから入れるようにしますねとか、そういうやりとりがあっていたとしたら、結局それは政治倫理上どうかという評価の対象にはなると思っているの、そこも雇入れのときに社会保険の加入について、実際どうだったのかを聞きたい。

- この要件を満たしているということは、会社に入らせる義務というものがあるということなので、そのこと自体をもって政治倫理違反というものを指摘すること難しい、ただ役員性、そして加入実態としての経常的労務の提供というものがあるかどうかについての判断には、かなり判断の余地というの、事実上はあるというところが問題にはなってくると思うが、要件を満たしているということであれば、会社が加入させている。これはいわば本人から見ればある意味、加入させられているところになるわけで、そのこと自体をもって政治倫理違反とは言いにくい。ただ他方で、例えば会社の経営に携わる立場であるということであれば、経営の一部として、その会社の運営会社の利益というものを確保するために活動する役割を担うことになるが、その役割が、市議会議員としての職責というものとマッチするの。議会議員については特に兼職禁止等がされているわけではないが、その意味では直接的な違法性はないと思いますし、また政治倫理条例の中で具体的に有利な取り計らい等があれば、その行為については、これは政治倫理基準違反ということになるが、そういった具体的な取り計らいというものがないという場合に、市との間の契約関係のある企業に、この従業員としてであれ、経営者の1人としてであれ、それに関わるというところの問題点というものがあるのかということになると思う。
- 議員が、会社の役員であるのは、一般的か。例外的か。
- 地方自治法の92条の2、「地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはそれに準ずるべき者、支配人及び清算人たることができない」といった規定があり、これに該当する場合は、請負の禁止の条項に反するとみなされます。何を以て請負というのかというのは、大半ということが言われていますので、その事業者の事業量の半分以上、要は50%以上の受注

	<p>が市から行われているものに対しては禁止となっておりますので、大半の方は、事業の代表者を兼ねている議員もいるけど、そういう方々は、要は大半ではない形でその職になってあると理解してもらっていいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで言う相談役は、92条の2に示された役職外となります。 ・そこまで踏み込むかどうかは、審査請求書の今回の疑義の内容の範囲も超えるようなところもあるという気がする。 <p>⑤事情聴取の公開・非公開について</p> <p>「審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは出席委員の3分の2以上」となっており、決をとり決定する。賛成者が4名で、3分の2以上。次回の会議は非公開とする。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の審査会では、事情聴取することになるが、事情聴取する中で、法人の経理関係とか、法人の情報、個人情報に関する部分が出てくると考えるので、条例第8条第1号に規定する個人情報に該当する内容、また8条第2号に規定する法人の情報となることから、次回の会議については非公開としてはどうか。 ・法人に関しては非公開で構わないが、議員に対しては、本人の確認をしてはどうか。議員は、一般的には公開と思う。 ・どんなアドバイスをしたかという質問に答えられなくなる。具体的にどんな提案をしたかとか、どんな回答を行ったかというのは、あくまでも会社の情報。 ・公開になった場合は、その回答者の範疇。会社の保護のために、某工事ではとか、そういう言い回しもできる。 ・どんなアドバイスをして、経営にどの程度、関与しているか、その情報自体が会社としては外部に知られたくない情報である。まさにその情報を、この審査会では得たいので、それは非公開にするのが適切、審査会の審議は非公開として、その情報を得るべきと思う。 <p>○その他 無し 本日の審査は以上。</p> <p>○次回審査会について 次回、11月14日(火)15時。非公開 資料提出は、7日までとし依頼。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 調査票(守光議員分)・資料1-2 調査票(上野議員分) ・資料2 資産報告書・資料3 受注実績等
公開・非公開の別	<p>1 <u>公開</u> 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0人)</p>
その他	